

第3章 計画の目標及び方向性

この計画では、第1次行動計画の取組結果や目標の達成状況及び課題を踏まえ、目指す姿と具体的な目標項目は引き継ぐこととし、既に達成している目標値について、新たな目標値を設定して取り組みます。

1 目指す姿

「日本トップクラスの安全なまち」 及び
「誰もが安心を実感できるまち」 を目指す。

2 具体的な目標

(1) 目指す姿：日本トップクラスの安全なまち

目標	目標値
① 刑法犯認知件数	4,500件以下 (6,127件)
	政令市ベスト3 (政令市11位)
② 防犯パトロール活動への参加者数	60,000人以上 (39,248人)

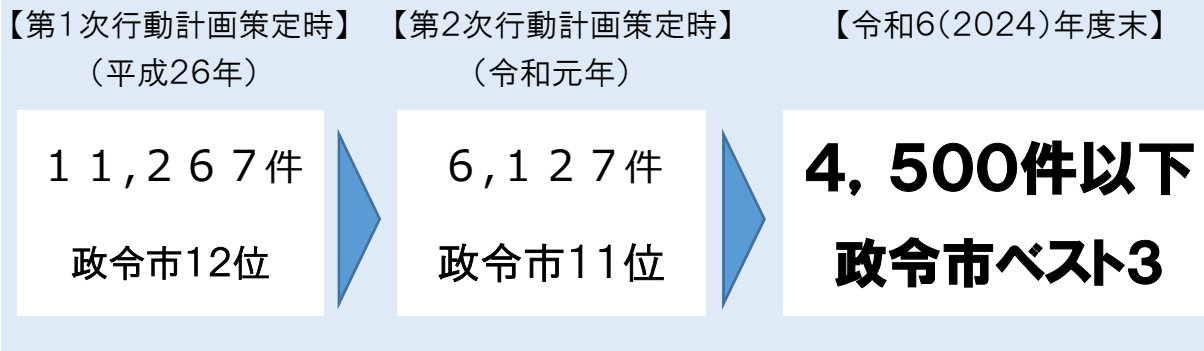
※()内の数字は令和元年12月末

(2) 目指す姿：誰もが安心を実感できるまち

目標	目標値
③「安全だ(治安が良い)」 と思っている市民の割合	90%以上 (平成30年度 85.2%)

< 日本トップクラスの安全なまち >

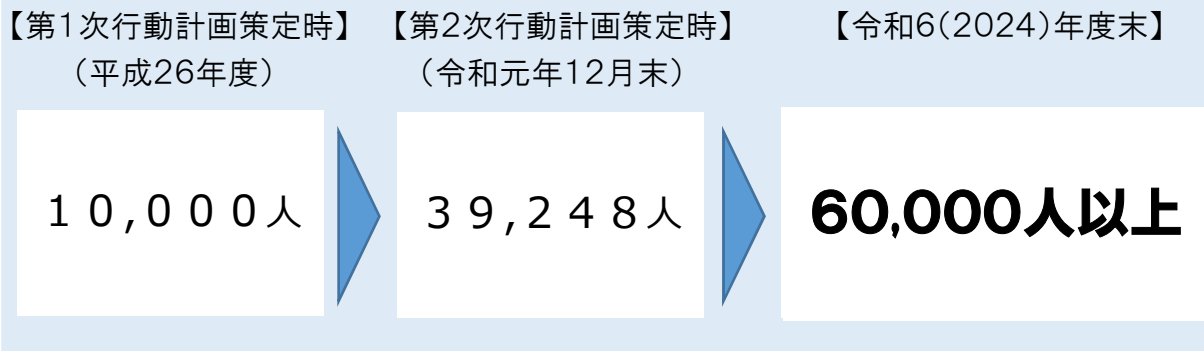
目標① 刑法犯認知件数



本市の刑法犯認知件数は、令和元(2019)年は6,127件で、目標値の8,000件を大きく上回り、第1次行動計画策定時(11,267件)から約45.6%減少しました。

この計画では、安全・安心に配慮した環境整備の推進と併せて、特に件数の多い罪種(自転車盗・万引き(令和元年の本市の刑法犯認知件数の約3割))の対策や生活安全パトロール隊と連携して、危険な場所を重点的に巡回するホットスポットパトロールを行うことにより、刑法犯認知件数を4,500件以下、政令市ベスト3を目指します。

目標② 防犯パトロール活動への参加者数

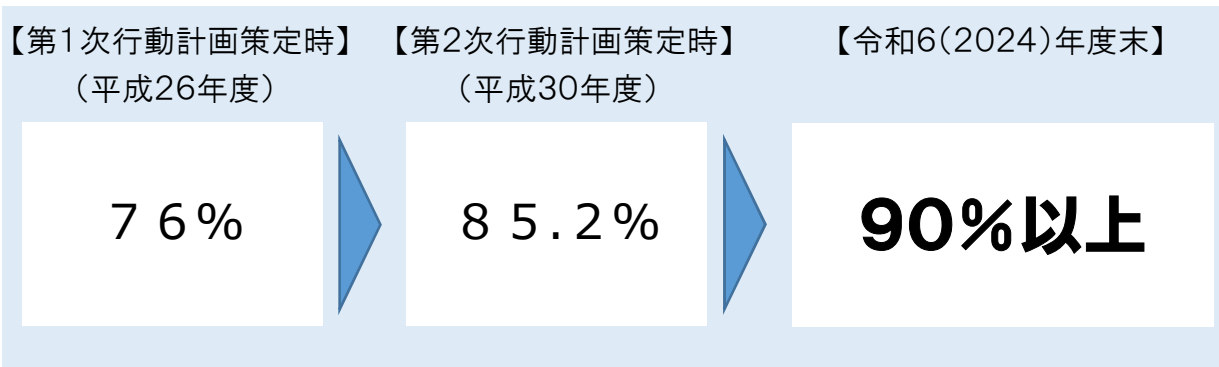


地域の安全・安心の確保は、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、「地域を見守る目」を増やすことが重要です。

この計画では、既存の生活安全パトロール隊・パトロールランニング・学生ボランティアといった防犯活動団体間との連携強化に努めるとともに、買い物やウォーキング、営業活動をしながら地域を見守る「ながら見守り」活動や自宅や事業所の窓から登下校中の子どもなどを見守る「窓から見守り」活動を推奨することによって、防犯パトロール活動への参加者数60,000人以上を目指します。

< 誰もが安心を実感できるまち >

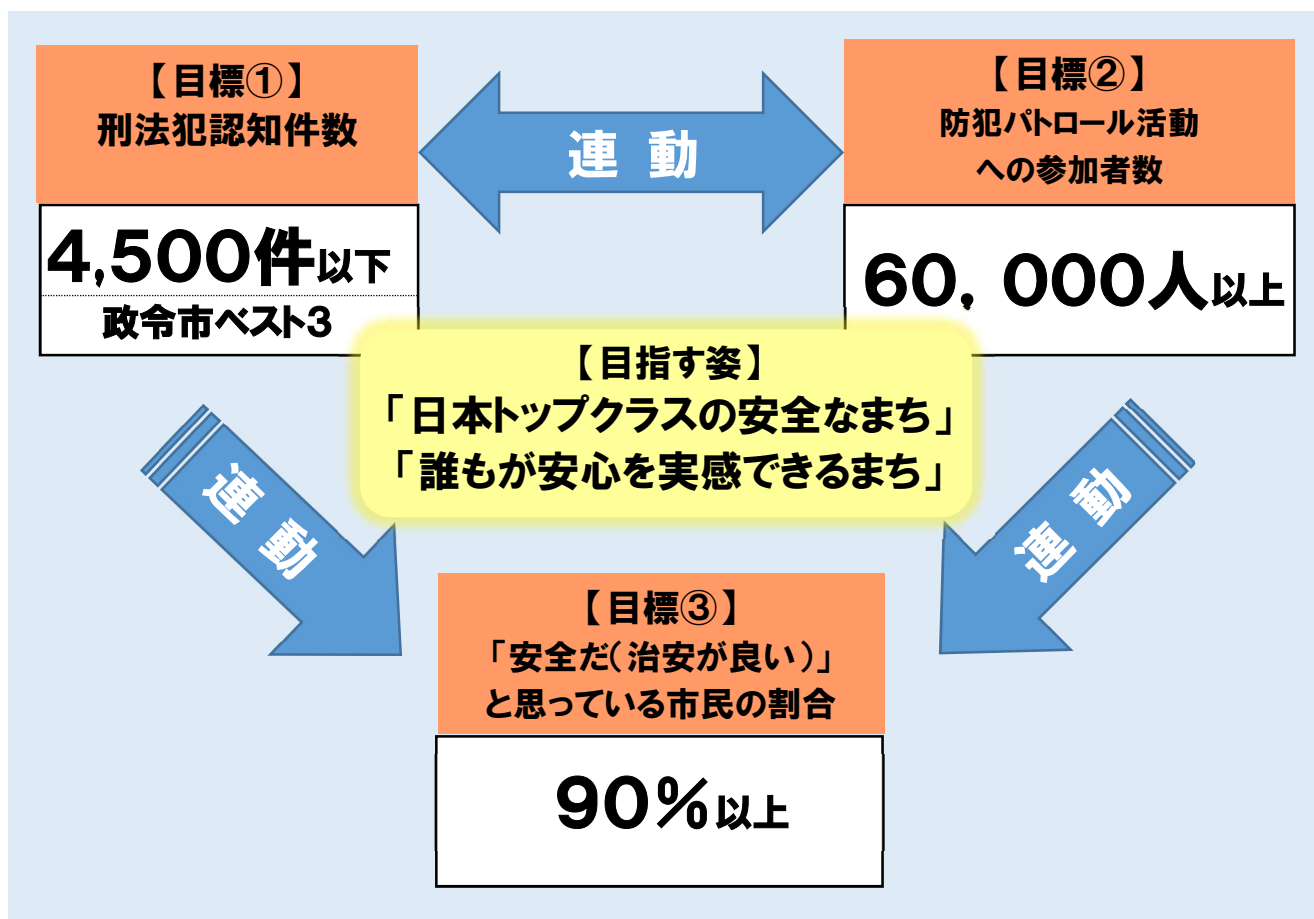
目標③ 「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合



本市は、暴力団情勢が劇的に改善され、「安全なまち」になりましたが、過去の様々な事件等によって傷ついたイメージを改善するまでには至っていません。

この計画では、引き続き、あらゆる機会を捉えて安全・安心に関する取組を情報発信し、イメージの回復に努めることで、「安全だ(治安が良い)」と思う市民の割合90%以上を目指します。

< 3つの目標の関係性イメージ図 >



3 施策の方向性

この計画の目標を実現するため、北九州市安全・安心条例の基本理念に基づき、4つの方向性に沿って、施策を推進していきます。また、特に配慮すべき対象者については、それぞれ特性に合わせた施策を推進していきます。

■方向性Ⅰ 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、当事者意識を持って防犯活動をはじめとした、安全・安心に資する取組を自発的に行っていくことが不可欠です。

市民等は、安全・安心の確保について自ら知識を深め、主体的に行動することが求められています。このため、市民等自らが「自分たちのまちは自分たちが守る」という意識の醸成を図るなど、安全・安心なまちづくりのための取組が円滑に推進されるよう、市は広報啓発や情報提供をはじめ、必要な支援を行います。

(1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等

【主な施策】

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成
- 交通安全の推進
- 暴力団の排除の推進
- 迷惑行為の防止の推進
- 消費生活等に関する安全・安心の推進
- 自転車盗・万引き行為防止対策の推進(※)

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

<新たな施策>

※自転車盗・万引き行為防止対策の推進（主な事業はP26参照）

自転車盗や万引き行為は、罪の意識が薄く、犯行が見逃された場合、より悪質な犯罪へとつながる契機とも言われています。

本市の全刑法犯認知件数に占める割合では、近年、約3割であり、他の罪種に比べて多くなっています。

そこで、この計画では、これらの犯罪に対する取組を警察や関係団体等と連携して進めていきます。

■方向性Ⅱ 安全・安心な環境の構築

安全・安心な環境を構築するには、市民が互いに支え合い思いやる良好な地域社会の形成(ソフト面)と、安全・安心に配慮した環境整備(ハード面)の双方を充実させることが効果的です。

地域に住む誰もが自分の住む地域のことを考え、絆や助け合いを大事にする良好な地域社会を形成するため、市は、安全・安心に関する活動の参加者拡大を支援するなどして、地域における安全・安心に関する活動を促進していきます。

また、安全・安心に配慮した公共施設の整備や管理を行い、防犯カメラの普及促進に向けた取組を行うなど、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境の構築を図ります。

(1) 地域における安全・安心に関する活動の推進 (ソフト面)

- 地域活動の推進
- 地域の防災力の強化
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 性暴力を根絶するための取組の推進(※)

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

＜新たな施策＞

※性暴力を根絶するための取組の推進 (主な事業はP28、補足P43、44参照)

福岡県では、平成31年3月に性犯罪をはじめとする性暴力の根絶、性暴力の被害者支援等を目的とした条例が制定されるなど、性暴力根絶の取組が進められています。

本市においても、女性や子どもを性暴力被害から守るため、性暴力を生まないための教育・広報啓発、被害に遭った際の相談体制の充実など、性暴力が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力根絶に向けた取組を推進します。

(2) 安全・安心に配慮した環境の整備 (ハード面)

- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 空き家及び空き地の適正管理
- 風水害対策の推進
- 公共施設等の耐震化・長寿命化の推進

■方向性Ⅲ 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実

市民等が、安全・安心を実感するには、犯罪などの安全・安心を脅かす事態の発生を防ぐとともに、そうした事態が発生した場合に備え、相談窓口や被害者等への支援体制の充実が重要です。

このため、相談者が分かりやすく、利用しやすい窓口の十分な周知を図っていきます。

一方、全国の検挙者に占める再犯者の割合は、平成30(2018)年に48.8%となっており、安全・安心な社会の実現には、再犯防止対策が必要不可欠となっていることから、犯罪をした者の立ち直り支援にも取り組んでいきます。

また、市は、関係機関と連携し、青少年等の非行等に関する相談及び立ち直りのための修学支援・就労支援の充実を図ります。

(1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援

○非行等からの立ち直り支援の推進

●犯罪をした者の立ち直り支援(※)

●…重点的に取り組む施策

○…継続して取り組む施策

＜新たな施策＞

※犯罪をした者の立ち直り支援（主な事業はP32、33、補足P45～48参照）

刑法犯認知件数が減少していく中、刑務所などの矯正施設の出所者が、住まいや仕事を確保できないなど、様々な理由から社会復帰ができず、再び犯罪をする割合は、年々上昇しています。矯正施設からの出所者が、円滑に社会の一員として復帰することができるようになることは、犯罪の抑止や市民が犯罪に巻き込まれることを防止することにもつながります。

(2) 安全・安心に関する相談及び支援体制

●安全・安心相談窓口の充実

○犯罪被害者等の支援体制の充実

●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

■方向性Ⅳ 安全・安心な都市イメージの発信

インターネットを利用したソーシャルメディアの普及が進み、誰もが手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる環境にあつて、本市のこれまでの安全・安心に関する情報や取組とともに、本市独自の魅力を発信することが重要です。

このため、市民等への安全・安心に関する情報提供をはじめ、安全・安心なまちづくりに関する取組等について、積極的に情報発信を行っていきます。

また、過去の凶悪事件等によって傷ついたイメージの改善に向け、数値やビジュアルを活用して安全・安心なまち北九州を内外に向けて積極的に発信していきます。

(1) 安全・安心に関する情報の提供

- 安全・安心に関する情報の提供

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

(2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信

- 都市のイメージアップに資する情報の発信
- 北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進

■特に配慮すべき対象への安全対策

子ども、女性、高齢者及び障害者は「犯罪における弱者」と言われ、それぞれを対象とした犯罪等の特性に配慮した取組が必要です。

(1) 子どもの安全対策

インターネットを悪用した子どもを狙った犯罪、親による虐待、子どもが犠牲となる交通事故の発生など、子どもを取り巻く環境は依然厳しいものとなっています。子どもは犯罪から身を守るために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であることから、本市の将来を担う子どもたちが、安全・安心で健やかに育っていくため、総合的な取組が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 子どもの見守り活動の推進
- 青少年の非行等を生まない環境の構築
- 通学路等の安全確保
- 非行等からの立ち直り支援の推進
- 安全・安心相談窓口の充実

- …重点的に取り組む施策
- …継続して取り組む施策

(2) 女性の安全対策

ストーカー事件や性犯罪をはじめ、夫婦間や恋人間のDVなど、女性が被害者となる事案は、ひとたび被害に遭った場合の心身に与える影響は深刻なことも多いため、女性が事件事故に巻き込まれることなく、安全で安心して暮らせるよう、被害防止に向けた取組の強化及び被害を受けた方等への支援体制・相談体制の整備が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 安全・安心相談窓口の充実
- 犯罪被害者等の支援体制の充実

(3) 高齢者の安全対策

高齢者が、交通事故や消費者トラブルの被害者となるケースが後を絶ちません。高齢者率の高い本市では、高齢者の事件・事故の防止に向けて、特に配慮した取組が必要です。

また、近年、高齢運転者による交通事故が相次ぎ、その対策が急務となっています。運転免許証の自主返納の推進など、更なる取組の強化が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 交通安全の推進

- 消費生活等に関する安全・安心の推進
- 地域の防災力の強化
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

(4) 障害者の安全対策

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、引き続き防災対策やバリアフリー化の推進など、障害者に配慮した施策の推進が重要です。

- 安全・安心に関する意識の高揚
- 地域の防災力の強化
- 安全・安心に配慮した環境の構築
- 安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実

4 計画の体系図

この計画の体系図は、次のとおりです。

計画の体系図

【凡例】 ●…重点的に取り組む施策・事業
○…継続して取り組む施策・事業

令和6年度までの目標	目指す姿 (1) 日本トップクラスの安全なまち (2) 誰もが安心を実感できるまち	目標値 ① 刑法犯認知件数を 4,500件以下 ・ 政令市ベスト3 にする。 ② 防犯パトロール活動への参加者（市民、事業者、大学生などの参加）を 60,000人以上 にする。 ③ 「安全だ(治安が良い)」と知っている市民の割合を 90%以上 にする。
-------------------	--	--

条例の目的	方向性・取り組みの方針	主な施策	主な事業
「安全・安心なまちづくり」を次の世代に継承する。 「安全・安心を実感することができるところ」を実現し、	I 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進 (1) 安全・安心に関する意識の高揚及び行動の促進等	●安全・安心に関する意識の高揚 ●安全・安心なまちづくりの新たな担い手の育成 ●交通安全の推進 ○暴力団の排除の推進 ○迷惑行為の防止の推進 ○消費生活等に関する安全・安心の推進 ●自転車盗・万引き行為防止対策の推進	●安全・安心条例行動計画推進事業 ●子どもと女性の「防犯力アップ」事業 ●安全・安心まちづくり市民大会 ●事業者の新たな防犯活動の推進 ●学生安全・安心ボランティア活動の推進 ●交通安全推進事業 ●高齢運転者の交通安全対策 ○自転車交通安全の啓発推進 ○暴力追放の推進 ○暴力団事務所撤去運動支援事業 ○モラル・マナーアップ関連条例推進事業 ○消費者啓発の推進 ●自転車盗・万引き行為防止のための啓発活動 など
	II 安全・安心な環境の構築 (1) 地域における安全・安心に関する活動の推進（ソフト面） (2) 安全・安心に配慮した環境の整備（ハード面）	●地域活動の推進 ○地域の防災力の強化 ○子どもの見守り活動の推進 ○青少年の非行等を生まない環境の構築 ●性暴力を根絶するための取組の推進 ●安全・安心に配慮した環境の構築 ●通学路等の安全確保 ●空き家及び空き地の適正管理 ○風水害対策の推進 ○公共施設等の耐震化・長寿命化の推進	●地域防犯対策事業 ○生活安全パトロール隊支援事業 ○みんな de Bousai まちづくり推進事業 ○スクールヘルパーの配置 ○北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業 など ●性暴力被害者に対する総合相談窓口の設置 ●性暴力根絶等に関する教育活動 ●防犯カメラの普及促進に向けた取組の推進 ○道路照明のLED化 ●通学路防犯灯事業 ●通学路の安全対策の推進 ●老朽空き家等対策の推進 ●空き家等活用推進事業 ○アンダーパスの事故防止対策 ○浸水対策事業の推進 ○上下水道の地震等対策推進事業 など
	III 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実 (1) 青少年等の非行等からの立ち直り支援 (2) 安全・安心に関する相談及び支援体制	○非行等からの立ち直り支援の推進 ●犯罪をした者の立ち直り支援 ●安全・安心相談窓口の充実 ○犯罪被害者等の支援体制の充実 ●安全・安心を脅かす事態の対応のための体制の充実	○協力雇用主と連携した就労支援 ○非行防止活動の推進 ○不登校対策の充実 ●触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業 ○セーフティネット住宅の登録の促進 など ●安全・安心総合相談ダイヤル事業 ○犯罪被害者等支援事業 ●防災拠点の整備 ○緊急通報システム、あんしん通報システム など
	IV 安全・安心な都市イメージの発信 (1) 安全・安心に関する情報の提供 (2) 安全・安心なまち北九州市の情報発信	○安全・安心に関する情報の提供 ●都市のイメージアップに資する情報の発信 ○北九州市安全・安心条例の普及・啓発活動の推進	○災害に関する情報の提供 ○犯罪発生状況の情報提供 など ●都市イメージの向上 ○情報発信・取材協力事業 ○北九州市安全・安心条例普及・啓発事業 など

